その他の家きんの食用部分	0.01ppm
鶏の卵	0.01ppm
その他の家きんの卵	0.01ppm
（略）	
ライドロマイシン	
牛の筋肉	0.2ppm
牛の脂肪	0.2ppm
牛の肝臓	0.2ppm
牛の腎臓	0.2ppm
牛の食用部分	0.2ppm
（略）	
硫化カルボニル	
米	0.2ppm
小麦	0.2ppm
大麦	0.2ppm
ライ麦	0.2ppm
とうもろこし	0.2ppm
そば	0.2ppm
その他の穀類	0.2ppm
大豆	0.2ppm
小豆類	0.2ppm
えんどう	0.2ppm
そら豆	0.2ppm
その他の豆類	0.2ppm
なたね	0.2ppm
その他のスパイス	0.2ppm
（略）	
(2)～(8)　（略）	
8～12　（略）	

（略）	
（削る）	
（略）	
（削る）	
（略）	
(2)～(8)　（略）	
8～12　（略）	

○**農林水産省告示第三百九号**

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の九第四項の規定に基づき、平成二十三年二月一日農林水産省告示第三百八号（農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の農林水産大臣が定める利率は、次に掲げる貸付けにつき、次の表の上欄に掲げる法人ごとに、同表の中欄に掲げる当該貸付けの日の属する期間（第二号に掲げる貸付けにあっては、平成二十六年四月一日以後の期間）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利率とする。	農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の農林水産大臣が定める利率は、次に掲げる貸付けにつき、次の表の上欄に掲げる法人ごとに、同表の中欄に掲げる当該貸付けの日の属する期間（第二号に掲げる貸付けにあっては、平成二十六年四月一日以後の期間）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利率とする。
一　農業改良資金融通法第三条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け	一　農業改良資金融通法第三条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け